

安心して誰もが自分らしく 暮らすことができるまち

中土佐町地域福祉計画 地域福祉活動計画

計画期間：平成24年度～平成28年度

概要版



平成24年3月
中土佐町

Ⅲ 地域福祉とは…

地域福祉とは「誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことである」とされています。

「地域福祉計画」は、高齢者・障害者・児童等各分野別の個別計画の推進・地域福祉の推進に関する理念と、そのために必要な具体的な方策を明らかにしたものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が、生活課題の解決に取り組むために、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉団体などに呼びかけて相互に協力して策定する民間の活動・行動計画で、市町村の計画と互いに補完・補強し合うものです。

これまで、町行政と社会福祉協議会とは、お互いに連携・協力してきましたが、今後も協働しながら地域福祉を推進していくために、安心してだれもが自分らしく暮らすことができるまちを目指して、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

地域社会に取り残されている生活課題の例

①既存施策では応えきれないニーズ

一人暮らし等による孤立、自分では問題解決や助けを求めることができない人々があり、そのため制度サービスを補完する支援やゴミだし、電球交換、買い物、外出支援といった「時々」「ちょっとしたこと」の手伝いなどが求められています。



中土佐町では特に、制度はあっても地元でサービスを受けることができなかったり、また、制度では救うことができない人を支援する民間活動団体(NPOなど)の資源が乏しい状況です。また、超高齢化と高齢者世帯の増加に加え、民家が点在していることから、きめ細やかな交通手段の提供や軒先までの移送サービスなどが求められています。



②地域の意識から生まれる問題

ひとり親家庭、遺児、認知症や精神障害者、難病家族などへの差別・偏見、無理解などが見られます。

中土佐町では特に、「人さまに迷惑をかけたらいカン」という昔からの自助の精神が強く、支援や助けを求める声が上がりにくいため、重篤化してから発見されることが多くみられます。

③総合的な対応の不十分さから生まれる問題

要介護者と精神障害者、経済苦と虐待というような複合的な問題への対応が必要になっています。

個別の制度サービスの充実が図られる一方で、中土佐町においても総合的な支援を行うことができる専門的な人材が乏しい状況です。



地域福祉活動の対象者（受け手）

「地域福祉活動の受け手」とは、地域で生活し、活動しているすべての人々です。さまざまな生活課題に直面し、支援が必要な高齢者や障害のある本人及び家族、子育て中の保護者、外国籍の住民、社会参加・適応するために理解や支援を必要とする人など、地域社会とかわるすべての人々が地域福祉活動の対象者です。

地域福祉活動の主体（担い手）

「地域福祉の担い手」とは、地域住民、自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO 等関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、すべての人々、団体、機関です。

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間のさまざまな個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

なお、地域福祉の受け手と担い手は、固定的に分離されるものではなく、さまざまな条件や局面で、受け手にも担い手にもなり得るものです。すべての人が、必要に応じて受け手にもなりながら、できる限り担い手としての役割を果たしていくことをめざします。

Ⅲ 計画の推進方策と取り組み

基本指針	計画の柱	推進方策	取り組み
A： 行政がすすめる地域福祉の基盤づくり	Ⅰ 地域福祉に関する事業による基盤づくり	1 地域福祉に関する事業の充実	(1) あったかふれあいセンターの充実 (2) 外出支援事業 (3) 子育て支援事業 (4) 生活支援事業 (5) 健康づくり支援事業
		2 相談体制の確立と情報提供の充実	(1) 相談体制の確立 (2) 情報提供の充実
	Ⅱ 安心・安全なまちづくり	3 防災・防犯等の充実	(1) 防災体制の整備 (2) 防犯等の安全対策の充実
		4 バリアフリー化の推進	(1) ユニバーサルデザインの普及・啓発 (2) 施設のバリアフリー化
B： 行政・社会福祉協議会の連携ですすめる地域福祉	Ⅲ 支え合うつながりづくり	5 地域ネットワークの構築	(1) 中土佐型地域包括支援ネットワークシステムの検討 (2) 保健・福祉・医療の連携
		6 地域福祉の拠点等の活用	(1) あったかふれあいセンターの活用 (2) 集会所等の施設の活用
	Ⅳ 人づくり・まちづくり	7 地域福祉の担い手の育成	(1) 地域福祉への意識づくり (2) 地域コミュニティ再生のための人材育成 (3) 地域福祉の担い手の育成
		8 協働で取り組む福祉のまちづくりの推進	(1) 地域福祉の連携体制の推進 (2) 見守り・支え合い活動の体制づくり (3) ふれあい・生きがいづくり事業
	Ⅴ 社会福祉協議会による地域福祉の推進	9 社会福祉協議会による住民活動の支援体制づくり	(1) 社会福祉協議会の福祉事業の充実 (2) 社会福祉協議会の活動体制の充実
C： 地域がすすめる地域福祉活動	Ⅵ 地域アクションプランの推進	10 地域別アクションプラン	(1) 大野見地域アクションプラン (2) 上ノ加江地域アクションプラン (3) 矢井賀地域アクションプラン (4) 久礼地域アクションプラン (5) 地域アクションプランの推進方法

Ⅲ 4つの地域アクションプラン

計画における「地域」とは…

平成23年6月に実施したアンケート結果では、自分の地域として思い浮かべる範囲をみると「大野見・上ノ加江・矢井賀・久礼」の4地域という回答が最も多く、また地理的状況やこれまでの地域や意識のつながり等も考えて、この4地域を地域福祉活動の基本単位となる「地域」とします。この4地域において、それぞれの地域特性を踏まえ、「めざす姿」の実現に向けた取り組み(アクションプラン)を地域と協議しながら進めていきます。取り組みを進めていく中で出てくる課題等はその都度地域の中で協議し、随時アクションプランの見直し等を行い実施してまいります。

矢井賀地域アクションプラン

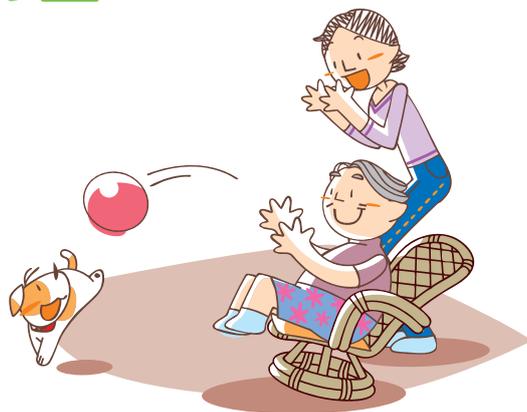
I 矢井賀地域のめざす姿

みんなで支え合う やすらぎの里

II 地域の課題と方向性

今後も人口減少と高齢化が見込まれる中で、ますます住民同士のつながりを強くすることが必要になりますが、気軽に集まれる場や身近な相談機関が地域には少ない現状です。

また、南海地震の津波により大きな被害が発生すると予想されており、減災のために地域のつながりを強化していく平常時からの取り組みが必要です。



III 重点取り組み

アクション 1 矢井賀高齢者コミュニティセンターの有効活用

矢井賀高齢者コミュニティセンターで、あったかふれあいセンター『寄り家』のサテライト(出張所)機能を果たせるよう要請・協力します。

アクション 2 『つながる安心カード』の普及

「つながる安心カード」を普及させることによって、災害時の自力避難の可否の確認やひとり暮らしマップの作成につなげていきます。

アクション 3 『男のチカラ見せますプロジェクト』の推進

地域福祉活動で不足しがちな男性の地域参加を促進するため、『男のチカラ見せますプロジェクト』を推進します。

上ノ加江地域アクションプラン

I 上ノ加江地域のめざす姿

支えあい・助けあい・語りあいのあるまち

II 地域の課題と方向性

地域の高齢化率は40%を超えています。高齢者のみ世帯・高齢独居世帯や空き家が多く、近所同士の声かけはあるものの、日頃の困りごとや制度的な相談をどこにしてよいかかわからないなどの声も聞かれています。

常会も平均年齢が70歳代、80歳代の地区もあり、地域活動も盛んではありますが、後継者や地域活動の担い手が不足してくることが、心配されています。

生活面の不安・不便さ、地震・津波等災害時の不安に対して支援が必要と思われる人が多くいるという実態から、今後は、気軽に相談できる人(ところ)の確保やボランティアなど地域活動の担い手の創出・養成を図るとともに、災害時や支援が必要な方の把握などをしていきます。



III 重点取り組み

アクション 1 あったかふれあいセンター「寄り家」の有効活用

あったかふれあいセンター「寄り家」が地域の拠点として、相談機能・生活支援機能・ボランティア活動育成機能を十分に発揮するよう、地域においてもネットワークづくりに参加・協力します。

また、矢井賀地域においてもサテライトを設置し、相談機能・生活支援機能などを実施できるよう活用・協力します。

アクション 2 空家・見守りマップをつくる

地域の空家・見守りマップ作成をとおして、要援護者の災害時・日頃の支援に取り組みます。災害時避難路確保のため廃屋状態の空き家対策に知恵を出し合います。

アクション 3 生活支援のための見守りネットワークづくり

その人らしい生活支援を実施するため、あったかふれあいセンター「寄り家」を拠点とした見守りネットワークをつくります。

久礼地域アクションプラン

I 久礼地域のめざす姿

つなぐ・つながる・つなぎあう まち

II 地域の課題と方向性

近所関係や住民どおしの結びつきが若干希薄な面があること、またボランティア団体等の結びつきを強化する必要があることから、あったかふれあいセンターを地域福祉の拠点とした、つながりのある地域づくりに取り組む必要があります。

また障害者福祉への積極的な取り組みが行われてきた地域であることから、今後も、障害児・者と住民の関わりを通して、障害者とともに生きる共生の地域づくりへの取り組みを推進していくことが必要です。

福祉事業所で働く専門職も多いことから、専門職も地域福祉の担い手となる取り組みを行っていきます。

また、南海地震の津波により大きな被害が発生すると予想されており、減災のために地域のつながりを強化していく平常時からの取り組みが必要です。



III 重点取り組み

アクション 1 あったかふれあいセンターの有効活用

旧あったかふれあいセンター「つどい処」から展開される「地域活動支援センターI型つどい処（仮称）」主として障害のある方が利用する場。と「あったかふれあいセンター久礼（仮称）」の取り組みを、行政・社会福祉協議会と協力して推進します。

「あったかふれあいセンター久礼（仮称）」が地域の拠点として、相談機能・生活支援機能・ボランティア活動育成機能を十分に発揮するよう、地域においてもネットワークづくりに参加・協力します。

アクション 2 「地域活動支援センターI型つどい処（仮称）」の応援団の立ち上げ

「地域活動支援センターI型つどい処（仮称）」の事業を支援する活動を広め、支援者による「つどい処応援団」を組織していきます。

アクション 3 障害児・者版要援護者マップをつくる

障害者支援事業所等で働く職員と連携して、障害児・者のための支援マップを作成します。

大野見地域アクションプラン

I 大野見地域のめざす姿

結いの精神が引き継がれる里

II 地域の課題と方向性

地域の高齢化が進み、地域の主体者として活躍してくれていた方も高齢となり後継者不足は大きな課題となっています。地域の支え合いは、薄くなったと感じられますが、必要性は高まっています。特に、高齢者を安心させる取り組みが課題となっています。

身近に相談できる機関や専門職が不在のときがあり不便さを感じています。専門機関も、つながる・しかける・つなげる・ひろげる・振り返るといったことが必要で、個から全体を見通してさまざまな取り組みを地域ぐるみで発信していく必要があります。

北・中央・南の3地区に分けて地区ごとにきめ細やかな支援が期待されています。そのため、地域の実情に沿った取り組みを行い、敷居の低い気軽に相談できる、地域の拠点を機能させ、安心できる（災害時・困ったときに備える）取り組みが求められています。

また、地域福祉の主体者・リーダー育成を行い、ここで住んで良かったと思える地域づくりをめざし、行政・社会福祉協議会としっかりと協働していくことが必要です。



III 重点取り組み

アクション 1 「つながる安心カード」の普及

緊急時・災害時を想定し、必要な個人の情報を記載するカードを作成し、住民自身が自らの言葉で地域や他の地域へ広めていくことによって、住民がカードの普及者すなわち地域福祉の主体者となっていくことをめざします。

アクション 2 あったかふれあいセンター「ほのぼの大野見」の有効活用

あったかふれあいセンター「ほのぼの大野見」が地域の拠点として、相談機能・生活支援機能・ボランティア活動調整機能を十分に発揮するよう、地域においてもネットワークづくりに参加・協力します。

また、北地区・南地区においてもサテライトを設置し、相談機能・生活支援機能などを実施できるよう活用・協力します。

アクション 3 ちちからたい 地力隊の活動の推進

住民主体の地域福祉活動（ちちからたい地力隊）をつくり、「つながる安心カード」から地域の課題を考えて、地域に根ざした活動を実施します。

地域アクションプランの推進方法

① 地域アクションプランの実施と波及にむけた取り組み

各地域での活動をとおして、地域組織の活性化や新たな支えあいの組織づくりを図ります。各地域での活動の成果が、全町に波及するように場や環境を整えていきます。また、地域の活動を次代につなげ、継続・発展させていくため、子どもたちや若い世代に地域福祉の課題や必要性、活動の成果や喜びなどを語り継いでいきます。

② 社会参加を促進する場の創出に努めていく

各自が自分に応じた社会参加や活動ができるようにするために、地域アクションプランを実施しながらさまざまな社会参加の場を創っていきます。

つながる安心カードやマップづくり等の平常時の取り組みを、災害時の支援体制へもつなげていきます。

③ 住民の地域福祉活動を振り返る場(仮称:活動同窓会)及び地域間の共有の場の確保

地域福祉活動を一過性のものではなく、継続・展開・拡大させていくため、活動の反省や評価をしたり、他の地域福祉活動について共有や交流を図ったりする場を設け、活動の継続と充実を推進します。

④ 地域アクションプランの発展、拡大、改善に向けた取り組み

活動の実績からわかった課題等を、随時地域アクションプランに反映させるとともに、行政や社会福祉協議会との連携や支援が必要なものについては、地域福祉活動の進行管理を行う「仮称:進行管理事務局」や地域福祉計画の進捗管理を行う「仮称:地域福祉計画推進会議」で、解決に向けて検討、協議していきます。

⑤ 地域福祉研究プロジェクト

本計画策定にあたり、民生委員・児童委員や各種活動団体からの参加を得て、4つの地域ごとにいわゆる「実験事業」として、地域福祉に関連する調査活動等に取り組むことができました。今後も継続的な調査活動につなげ、その活動によって見えてきたことを地域活動につなげていく必要があります。

地域福祉研究プロジェクトは地域住民、地域組織、活動団体、社会福祉協議会、町行政などが、一緒になって地域福祉について学び、アイデアを出し合い、実践へと進めていこうとする、中土佐町における地域福祉の取り組みです。プロジェクトメンバーとして地域住民のリーダーを養成するだけでなく、専門職や関係機関の職員においても、地域ごとに担当者を育成し、地域貢献を図るものです。このようなプロジェクトを支援するための組織として、県の協力を得ながら大学等の専門機関が『地域福祉研究所』を設置する予定です。

 安心して誰もが自分らしく暮らせることができるまち

中土佐町地域福祉計画 地域福祉活動計画
発行日:平成24年3月

■発行者

中土佐町健康福祉課

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6584-1
TEL: 0889-52-2662・FAX: 0889-52-2432
<http://www.town.nakatosa.lg.jp>

中土佐町社会福祉協議会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6551-3
TEL:0889-52-2058・FAX:0889-52-3898